

令和6年度 南知多町住宅用地球温暖化対策設備 設置費補助事業のご案内

地球温暖化対策の一環として、住宅用地球温暖化対策設備設置費の一部を補助します。

- ・申請前にこの「案内」の内容を必ずご確認ください。
- ・各様式は、町公式ホームページからダウンロードできます。

【目次】

1	補助対象設備	P1
2	対象となる方	P1
3	補助対象設備の要件及び補助金の額	P2
4	申請手続き	P3
5	Q & A	P8

1 補助対象設備

【単独設置】

- ①家庭用エネルギー管理システム（HEMS）
- ②家庭用燃料電池システム（エネファーム）
- ③定置用リチウムイオン蓄電システム
- ④電気自動車等充給電設備（V2H）
- ⑤太陽熱利用システム

【一体的導入】

- ①住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、定置用リチウムイオン蓄電システム
- ②住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、電気自動車等充給電設備（V2H）
- ③住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、断熱窓改修工事（既存戸建住宅改修のみ対象）
- ④住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、高性能外皮等【ZEH】（新築戸建住宅のみ対象）

※愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金取扱要領における設備に関する要件を満たしたものであること

※対象設備は、未使用のもので、かつ、リース品でないもの

※ZEHについては、国の補助事業における補助対象となる住宅として一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）又は一般社団法人環境共生住宅推進協議会（KKJ）により補助を受けた住宅、若しくはBELS（建築物省エネルギー性能表示制度）によるZEHの基準を満たした住宅であること

2 対象となる方

次の1～5すべての要件を満たしている方が対象です。

1. 次のいずれかに該当する方（集合住宅は除く）

- ・自らが所有し、かつ、居住する町内の住宅に対象設備を新たに設置する方
- ・第三者が所有する町内の住宅に居住する者で、当該住宅の所有者の承諾を受けて、当該住宅に対象設備を新たに設置する方
- ・自らが所有し、かつ、居住する目的で住宅を町内に新築し、これに合わせて対象設備を設置する方

- ・自らが居住する目的で建売住宅供給者から町内の対象設備付き住宅を購入する方
 - ・自らが所有し、かつ、居住する目的でZ E Hを町内に新築する方
 - ・町内に新築されたZ E Hを自らが居住する目的で購入する方
2. 実績報告書の提出時に、対象設備の設置場所において住民基本台帳法の規定により当町の住民基本台帳に記録されている方
 3. 住民登録がある市町村の市町村税を滞納していない方
 4. 暴力団、暴力団員、又は当該暴力団若しくは暴力団員と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行うことのない方
 5. 対象設備を設置する住宅が店舗等併用住宅である場合は、延床面積の2分の1以上が居住の用に供するものであり、自らが所有し、かつ、居住する方であること又は自らが居住する目的で購入する方

注意事項

- ①交付申請前に対象設備の設置等に着手している場合は、補助を受けることができません。（建売住宅購入を除く。）
- ②同一の対象設備に対する補助金の交付は、1世帯につき1回限りとなります。
- ③事業用の設備は補助対象外となります。

3 補助対象設備の要件及び補助金の額

補助対象設備の要件については、愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金取扱要領の「3 設備に関する要件」をご確認ください。

【各対象設備の補助金額】

設備の区分	補助金の額
家庭用エネルギー管理システム (HEMS)	対象設備の設置に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）の額とし、10,000円を限度とする。
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	対象設備の設置に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）の額とし、100,000円を限度とする。
定置用リチウムイオン蓄電システム	対象設備の設置に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）の額とし、100,000円を限度とする。
電気自動車等充給電設備 (V2H)	対象設備の設置に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）の額とし、50,000円を限度とする。
太陽熱利用システム	対象設備の設置に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）の額とし、自然循環型16,000円、強制循環型48,000円を限度とする。

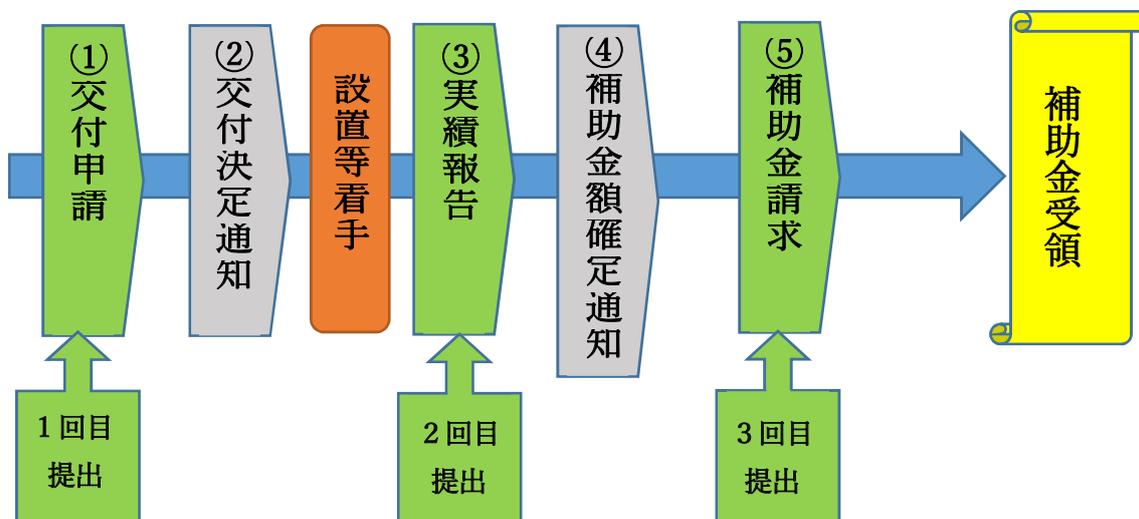
一体的導入（住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、定置用リチウムイオン蓄電システム）	対象設備の設置に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）の額とし、160,000円を限度とする。
一体的導入（住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、電気自動車等充給電設備（V2H））	対象設備の設置に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）の額とし、110,000円を限度とする。
一体的導入（住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、断熱窓改修工事）	対象設備の設置に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）の額とし、120,000円を限度とする。
一体的導入【ZEH】（住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、高性能外皮等）	対象設備の設置に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）の額とし、160,000円を限度とする。

4 申請手続き

●概要

受付	令和6年4月1日（月）～ 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く役場開庁日） ※先着順にて受付けます。 ※年度途中でも、予算額（229万4千円）を超える場合は申請の受付を停止します。
申請方法	窓口に提出
受付場所	南知多町役場 2階 まちなみ環境課 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地

●申請から補助金受領までの流れ



① 交付申請

補助を希望される方は、「交付申請書」（様式第1号）をご記入のうえ、以下の書類を添付して提出してください。（郵送不可）

(1) 共通の添付書類

- ア 設備の設置概要書
- イ 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- ウ 経費の内訳が明記されている書類（見積書等の写し）
- エ 設備を設置又は購入しようとする住宅の位置図、住宅全体の平面図
- オ 工事着工前の設置予定場所の現況写真又は住宅引渡し前の設置場所の現況写真（カラー写真）
- カ 設備の規格等がわかるパンフレット等の参考書類
- キ 申請等の手続きを委任する場合は委任状
- ク 申請時に住民登録がある市町村の市町村税の完納が証明されている納税証明書（未納がない証明書）又は町税の納付状況等調査同意書
- ケ 申請者と建物所有者が異なる場合は、建物所有者同意書
- コ その他町長が必要と認める書類

(2) 高性能外皮等（一体的導入）の場合は上記添付書類に加えて

- ア 国が実施するZEH支援事業の交付申請をした場合は、国が実施するZEH支援事業の交付申請書及び実施計画書の写し等（交付決定を受けている場合は交付決定通知の写しも含む。）
- イ 国が実施するZEH支援事業の交付申請をしない場合は、BELS評価書の写し

※書類に不備がある場合は受付できません。

② 交付決定通知

交付申請受付後、おおむね2週間ほどで「交付決定通知書」（様式第2号）を送付します。

※補助金の交付を確約するものではありません。

③ 実績報告 ※期限までに提出がない場合は、補助金は交付できません。

対象事業が完了したとき(完了日の考え方については要綱第8条第2項参照)は、「実績報告書」（様式第6号）に、以下の書類を添付して提出してください。

(郵送可)

(1) 共通の添付書類

- ア 設備の設置概要書
- イ 設備の設置費又は住宅の購入費に係る領収書の写し
- ウ 領収経費の内訳が明記されている書類の写し（補助対象経費が確認できるもの）
- エ 工事完了証明書等の工事期間が記載された書面
- オ 設備の保証書の写し（設備の製造者・型式・製造番号及び保証開始日が分かるもの）
- カ 設備の設置状況・使用状況を示す写真（設備の製造者・型式及び製造番号が分かるもので、住宅の全景を含むもの）（カラー写真）
- キ 設備付き住宅購入（設置）者にあつては、建物の所有権保存登記又は所有権移転 登記の写し
- ク 住民基本台帳の閲覧同意書
- ケ その他町長が必要と認める書類

(2) 一体的導入の定置用リチウムイオン蓄電システム、又は電気自動車等充電設備の場合は上記（1）の添付書類に加えて

- ア 太陽電池モジュールの割付図、型式番号及び公称最大出力合計値が記載された出力対比表の写し
- イ 電気事業者の発行する「発電設備の連系に関するお知らせ」等の電力受給契約を証明する書類の写し

(3) 一体的導入の断熱窓改修の場合は上記（1）の添付書類に加えて

- ア 太陽電池モジュールの割付図、型式番号及び公称最大出力合計値が記載された出力対比表の写し
- イ 電気事業者の発行する「発電設備の連系に関するお知らせ」等の電力受給契約を証明する書類の写し

- ウ 窓改修位置が明示された図面及び改修後の写真（すべての改修箇所について、着工前後の状況を示す写真と対照できるもの）（カラー写真）
 - エ 窓改修に使用したガラス、サッシ等の性能を証する書類
- (4) 一体的導入の高性能外皮等（ZEH）の場合は上記（1）の添付書類に加えて
- ア 太陽電池モジュールの割付図、型式番号及び公称最大出力合計値が記載された出力対比表の写し
 - イ 電気事業者の発行する「発電設備の連系に関するお知らせ」等の電力受給契約を証明する書類の写し
 - ウ 国が実施するZEH支援事業の交付申請をした場合は、国のZEH支援事業の完了実績報告書の写し及び補助金額確定通知書の写し
 - エ 国が実施するZEH支援事業の交付申請をしない場合は、BELS評価書の写し（交付申請時に提出した場合は不要）

注意事項

- ・対象事業が完了した日から起算して60日以内又は当該年度の3月20日（同日が閉庁日に当たる場合は直前の開庁日）のいずれか早い日までに、提出してください。

④ 補助金額確定通知書

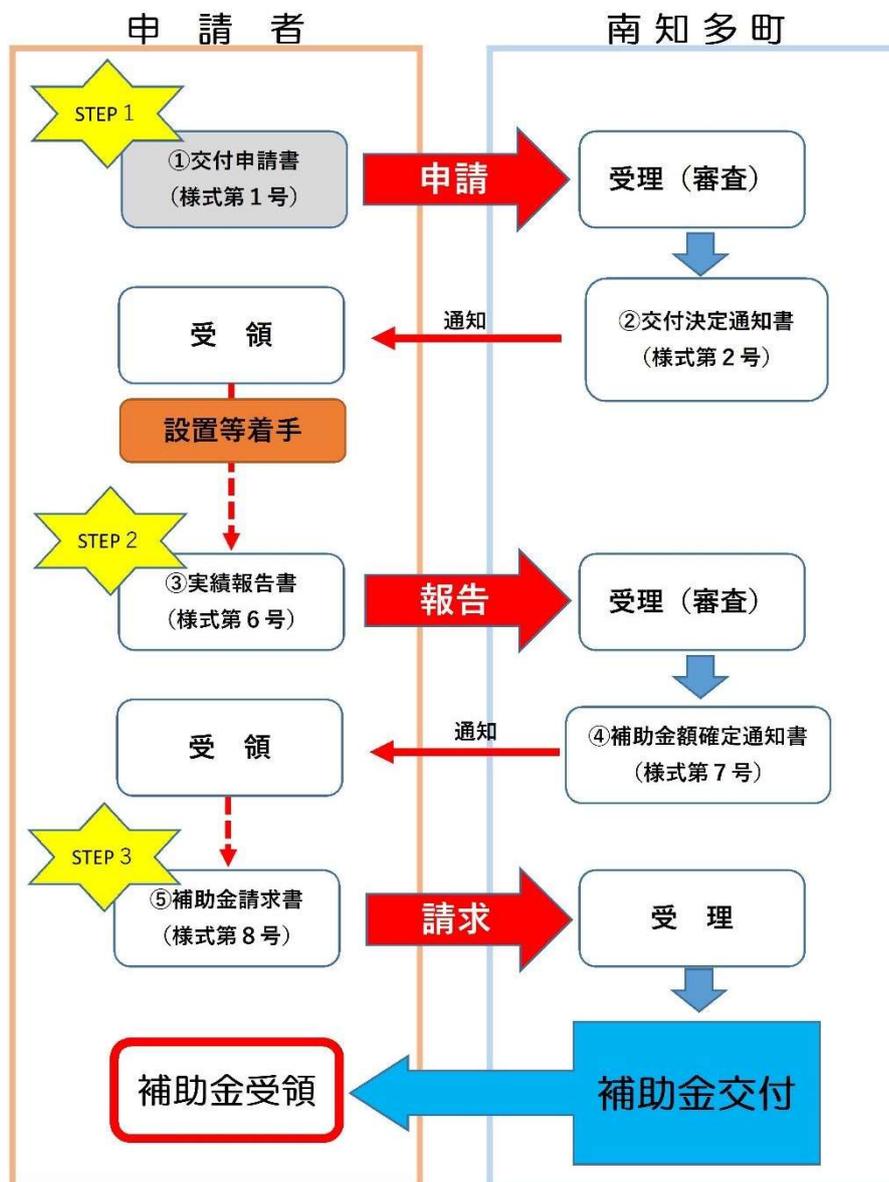
「実績報告書」受付後、内容を審査し、適当と認める場合は、おおむね2週間程度で「補助金額確定通知書」（様式第7号）を送付します。

⑤ 補助金請求

「補助金額確定通知書」がお手元に届き次第、「補助金請求書」（様式第8号）を提出してください。（郵送可）

「補助金請求書」の受付後、1か月程度で口座振り込みにより補助金を交付します。

■申請手続きフロー図



※上記①、③の提出には期限があります。期限を守ってご提出ください。

※一般的な流れの図になります。ここに載っていないことは要綱をよくご確認ください。

5 Q & A

Q 新築する住居に対象設備を設置する予定です。補助の対象になりますか？

A 新築に設置する場合（設備付き建売住宅購入含む）も補助の対象となります。なお、一体的導入の断熱窓改修は既存建物しか対象となりません。また、一体的導入の高性能外皮等（ZEH）は新築建物しか対象となりません。

Q 対象設備を既に設置してしまったのですが、補助金はもらえますか？

A 補助金の申請前に設置に着手している場合は、補助の対象となりません。（設備付き建売住宅購入は除く。）

Q 店舗兼用の住宅に住んでいますが、補助金の申し込みはできますか？

A 延べ床面積の2分の1以上が居住スペースであれば申し込み可能です。

Q マンションなどの集合住宅は補助対象になりますか？

A 補助対象にはなりません。

Q 交付申請書は郵送で送っても大丈夫ですか？

A 先着順で受け付けるため、交付申請書はまちなみ環境課窓口のみでの受け付けとなります。なお、実績報告書、補助金請求書の提出につきましては、郵送でも受け付けます。

Q 交付申請書などの書類に押印は必要ですか？

A 委任状や同意書、証明書など一部の書類で押印が必要です。

Q 交付決定後に設備の設置を中止することになりました。何か手続きが必要ですか？

A 変更等承認申請書（様式第4号）により、速やかにまちなみ環境課までご提出ください。

Q 交付決定後に設備の型式等を変更することになりました。何か手続きが必要ですか？

A 変更等承認申請書（様式第4号）により、速やかにまちなみ環境課までご提出ください。

Q 実績報告はいつまでに提出すればよいですか？

A 対象事業が完了した日から起算して60日以内又は当該年度の3月20日(同日が閉庁日に当たる場合は直前の開庁日)のいずれか早い日までに必要書類を添付して提出してください。

※期限を過ぎると補助が受けられなくなります。

Q 実績報告書に添付する領収書の写しは、ローン契約のため必要経費全額の領収書が用意できない場合はどうすればよいか？

A ローン会社の発行したローン契約書及びローン返済内訳書等の写しを添付してください。

Q 補助金を直接工事業者等に振り込んでもらうことは可能ですか？

A 補助金の振込先は申請者の口座になります。実績報告書提出時に領収書が必要となりますので、一度申請者で支払を完了していただき、後日口座に補助金が振り込まれる流れになります。